

川内原子力発電所緊急連絡設備（サーバ等）の契約更改
に係る賃貸借

仕様書

令和8年9月

鹿児島県

第1章 総則

1 目的

鹿児島県（以下「県」という。）では、県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、原子力防災対策の拠点となる防災関係機関に緊急連絡設備を配備している。

令和元年度に配備した一部の機器について、賃貸借期間が令和9年3月31日に満了となることに伴い、当該機器の契約を更改して配備するものである。

2 契約の範囲

本仕様書に基づく契約で設置する機器や実施する役務等の範囲を以下に示す。

- ・ 本仕様書に基づく必要な機器等の配備に係る一切の事項
- ・ 配線等必要な作業
- ・ 取り扱いに関する技術指導及び教育訓練
- ・ 各種申請等の手続き
- ・ 定期的な保守管理
- ・ 不要となった機器の撤去及び処分

3 システムの構成

本システムの全体構成を図1に示す。

4 納入場所及び機器の構成

機器の納入場所を「表1 機器納入場所」に、機器の構成を「表2 機器構成」に示す。

5 納入期限

令和9年3月31日

ただし、天災その他受託者の責に帰さない理由により期限までの納入が困難な場合は、県及び受託者が協議の上、別に定めることができるものとする。

6 機器の設置等に関する基準

本システムの設計、機器の設置に当たっては、本仕様書によるほか、以下の関係諸法令、規定等に適合するとともに品質、信頼性に優れているものでなければならない。

- ・ 有線電気通信法
- ・ 電気通信事業法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ その他関係法令規格等

7 特許権等に関する責任

本システムにおいて、特許権、実用新案又は第三者の権利の対象となっているものの利用に関して問題が発生しないよう、全て受託者の責任において処理するものとする。

8 作業資格者

本作業に際しては、電気通信事業法及び工事担任者規則第4条の資格を有している者が行うこと。

電気工事については、当該業務を実施可能な資格を有している者が行うこと。

また、関連法令に遵守した法的要求事項を満たす者及び品質システムの維持、向上に努め、作業、運用、保守において ISO9001 及び ISO27001（又は BS7799）認証取得者が設備又は役務を提供すること。

9 申請手続きの事務

本機器の設置、運用に関して必要な各種申請手続き等については、県の指示又は委任に基づき、全て受託者が迅速かつ確実に行うこと。

10 関係書類の提出

受託者は、契約書に規定するもの以外に下記の書類を提出し、県の承認を受けるものとする。

項目	提出期限	部数
作業計画書（全体計画）	契約後7日以内	1部
打合せ議事録	打合せ後7日以内	1部
機器取扱説明書、保守要領書 *1	引渡し完了時	3部
検査、試験成績書	引渡し完了時	1部
完成図書 *2	引渡し完了時	1部
機器据付等記録及び完成写真集	引渡し完了時	1部
アフターサービス体制組織表	引渡し完了時	1部
その他必要な書類	随時	必要部数

*1 機器取扱説明書、保守要領書は、導入した拠点の部数分を用意し、併せて電子データ（PDFファイル）1部を提出すること。

*2 完成図書には、電子データ（PDFファイル）1部を併せて提出すること。

11 仕様書の解釈、協議

受託者は、本仕様書に従い忠実に施工しなければならない。

また、本仕様書に記載のない事項であっても、本システム機器の機能上、必要と認められるものについては、全て装備するものとし、システム機器の機能条件を満足させること。

なお、本仕様書に定めのない事項あるいは疑義のある事項については、その都度県及び受託者が協議して決めるものとする。

12 受託者の義務

機器の据付、調整及び試験に当たっては、現在のシステムの運用に障害を及ぼさないように留意し、更新に伴う停止期間を可能な限り短時間に抑えられるよう既設保守業者と連携して作業を進めること。

なお、作業に伴う停止時間については、事前に県の担当者と相談し、了解を得ること。

また、受託者は、川内原子力発電所の緊急時（訓練時を含む。）には、県地域防災計画（原子力災害対策編）に定める指定公共機関に準じて立ち会い、操作補助等について最大限協力するものとする。

13 運搬、据付作業

機器の搬入、据付、配管、配線作業に当たっては、必要に応じて養生を行うこととし、業務に支障が生じないよう庁舎管理者とも十分な連携を図ること。

また、搬入及び据付中の事故により機器その他に損傷を生じた場合には、受託者の責任において速やかに修理交換しなければならない。

14 危険防止

受託者は、作業中の事故、障害等を防止するための措置を講じるものとし、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任で解決するものとする。

15 検査及び検収等

(1) 現地打合せ

据付、配線作業等を実施する前に、必要に応じて県及び受託者が現地立ち会いの上、事前打合せを行うものとする。

(2) 完成検査

現地調整、試運転完了後、総合的な機能及び動作について、県の担当者が立ち会って行うこととする。

(3) 検収及び引渡し

前項の完成検査合格をもって、検収及び引渡しとする。

16 保証及び保守等

(1) 保証

ア 引渡し後、通常の使用状態において障害等が発生した場合、直ちに修理又は取替えを行うものとする。

イ 契約期間内にその保証期間等が失効する部品等については、受託者の責任で確保し、交換すること。

(2) 保守点検及び配備

ア 受託者は迅速に保守点検しうる体制を整えること。

イ 故障等により通信に支障を生じ、異常事態の復旧依頼の通報があった場合、熟練した技術者を1時間以内に現場に派遣し、直ちに応急措置を講じるとともに、故障箇所に関わらず、通報から概ね12時間以内に正常な状態に復旧させること。

なお、自然災害及び交通等の事情（遠隔地）により対応時間が遅れる場合は、県の承諾を得て、できる限り迅速に対応すること。

ウ 保守については、計画表を提出し、県の承認を受けること（作業計画書に含めること）。

エ 保守点検及び整備を実施したときは、その結果を速やかに書面等により県に報告す

ること。

17 技術指導及び教育訓練

受託者は、各設置機関の担当職員に対し、本設備の機器の操作、保守についての説明書を作成し、技術指導及び教育訓練を行うこと（説明書については、完成図書に含めること。）。

指導等の期間、方法等については、別途協議して決めるものとする。

なお、原則として、機器設置時、年度初め及び担当者が変更になった際に、教育訓練等を実施することとする。

18 費用負担

以下の事項に必要な経費については、全て受託者の負担とする。

- ・ 本設備の設置に必要な電源及び電話線、幹線等に係る配線作業に関する経費
- ・ 本仕様書の機能を満たすために必要なその他の機器設定及び配線に要する経費
- ・ 申請及び検収に関する経費
- ・ 本設備における機器の賃貸借期間の保守及び修繕に要する経費
- ・ 技術指導及び教育訓練に関する経費
- ・ 機器の搬入据付、配線等に関して、施設等に及ぼした障害等の復旧に要する経費
- ・ 本仕様書に基づく機器の選定から期間満了後に不用となる機器の廃棄までに要する経費
- ・ 既存保守業者との連携に係る経費

19 代金の支払方法

本設備の整備に必要な機器賃借料、保守点検費、据付調整作業費等の必要経費については、全て賃借料として合算し、毎月一定額を支払うものとする。

20 機器の無償譲渡

賃貸借期間満了後、「表3 無償譲渡機器」に示す機器は無償で県に譲渡するものとする。地方税法第348条第2項第1号により固定資産税（償却資産）は非課税とする。

21 機器の返還

賃貸借契約の解除をした場合で、県が撤去を指示したときは、速やかに機器を搬出し、引き取ることとし、「表3 無償譲渡機器」に示す機器は県及び受託者が協議の上、無償で県に譲渡するものとする。

ただし、県の責めに帰すべき理由による解除で受託者に損害が生じた場合は、県はその損害を賠償するものとする。この場合において、賠償額は県及び受託者が協議の上、定めるものとする。

22 契約に係るその他事項

本仕様書に規定する事項以外については、契約書及び県会計規則によることとする。

第2章 システム設計仕様及び共通指定事項

1 必要な機能

既存の緊急連絡設備と接続し、以下の機能を利用できること。

- (1) IP-FAXシステム（IP-電話システム、TV会議システム、PCシステムの同時使用可）
- (2) TV会議システム（IP-電話システム、IP-FAXシステム、PCシステムの同時使用可）
- (3) PCシステム（IP-電話システム、IP-FAXシステム、TV会議システムの同時使用可）
- (4) IP-FAXの通信終了後、送信が確実にできているかを確認できること。

2 システムに係る主な機能

(1) 指定事項

ア IP-FAXシステム

- (ア) IP-FAXは、ダイレクトSMTP方式の規格が使えること。

また、原子力規制庁が別途用意するアドレス帳一括管理サーバと連携し、アドレス帳マスタデータをIP-FAX自身が自動的にダウンロードすることによって、機器内アドレス帳データとして即時利用できる機能を有すること。

- (イ) 鹿児島県原子力防災センターに設置する19インチラックには、ルーター、サーバ、UPS（無停電電源装置）、SW-HUBを搭載すること。
- (ウ) 鹿児島県庁に設置する19インチラックには、ルーター及び既設のSIPサーババックアップ装置、遠隔IP-電話交換装置を搭載すること。

イ TV会議システム

- (ア) 国の多地点制御装置（TV会議制御サーバ）を利用し、県庁のTV会議操作端末の操作によりTV会議への参加が可能であること。また、自動応答に対応し、TV会議画面内に各拠点名を日本語（平仮名、漢字）で表示できること。

ウ PCシステム

- (ア) 設置するサーバを利用して、PCが利用可能なネットワーク環境を構築すること。
- (イ) 機器（PC、プリンタ、SW-HUB等）は、県が指示する場所に設置すること。また、PCには県が指定するソフトウェアをインストールすること。
- (ウ) UPS は、既存の非常用電源装置に切り替わる時間を保持できる容量を満たすこと。

エ 国と県庁及び各拠点との通信

- (ア) 国の統合原子力防災ネットワークシステムにおける仕様を満足し、機能が無理なく十分に発揮できること。
- (イ) 国に設置されている機器と県庁及び各拠点に設置しているいずれの機器とも相互通信ができること。

オ その他

- (ア) 国の統合原子力防災ネットワークシステムと整合を図ること。
- (イ) 機器の設置は、県が指示する場所に設置すること。
- (ウ) 国、県庁及び各拠点に設置しているIP-FAXの連絡先一覧を作成して、各拠点の

IP-FAXごとに配備すること。

(2) 停電対策

商用電源の停電時においても、本システムの機能を確保できるものとする。

なお、各庁舎に既設の非常用電源装置が設けられている場合は、併せて用いることができるようにし、費用については受託者の負担とする。

(3) 機器の庁舎内移設対応

IP-FAXについては、各市町の災害対策本部等が設置される会議室等に移設しても使用できるよう配線等を確保すること。

なお、既設配線は利用可能な場合、利用できるものとする。

(4) 省スペース等

機器の設置に当たっては、省スペース、耐震性及び防塵等に配慮すること。

(5) 電源

AC 100V $\pm$ 10V 60Hz で動作すること。

(6) 構造

機器は突起物等の少ない形状であること。また、良質で堅固なものであること。

(7) 電氣的性能

機器は、電氣的安全性に特に留意するとともに、火災等を引き起こすおそれがないものであること。また、誘雷等の外部からの異常電圧により機器が故障するおそれがないように保護装置又は保護回路を設けること。

(8) 配線

配線については、耐久性、耐水性及び耐熱性の良好なものを使用すること。なお、配線工事を伴う場合は、配線に示名条片を付けること。

(9) その他

機器には、川内原子力発電所緊急連絡設備であることを明記すること。

第3章 設備仕様

1 共通事項

本設備に使用する機器は、電気通信事業法に基づく端末機器技術基準適合認定製品又は短期間で認定を受けられるものであること。

2 主な機器仕様

機器は、県庁及び各拠点に設置するものであり、第2章に示すシステム設計仕様を満足するものであること。

詳細仕様は、「別紙1 機器仕様」に示すとおりとする。

第4章 本システム整備に伴う附帯工事

1 一般適用事項

- (1) 本システム整備に伴う電源配線工事に当たっては、本仕様書の記載事項に基づくこと。
- (2) 施工に際し、本仕様書に明記されていない作業についても、関係法令上又は機器の機能上必要となるものについては対応すること。
- (3) 作業期間中、現場責任者を定め、現場の管理を行うこと。
- (4) 電源については、抜け落ち防止コンセントとすること。

第5章 本システムの保守仕様

1 保守管理

川内原子力発電所緊急連絡設備が緊急時において、迅速に運用できるよう平常時から維持管理を行うこととする。

この目的を達成するため、24時間の受付や機器に精通した技術者をかねてより配置するなど保守管理体制を構築し、本仕様書に定めるところに従い保守管理を行うものとする。

なお、受託者は緊急の場合に備えて運用開始前の連絡先及び保守体制を変更した場合は変更後の連絡先を文書（アフターサービス体制組織表）により県に提出するものとする。

2 点検時間帯

定期保守点検作業は、原則として、土曜日、日曜日及びその他の休日を除き、午前9時から午後5時までの時間帯に実施するものとする。

なお、前記以外の時間帯に県が実施の必要があると認め、受託者に要請した場合は、県の指示により遅滞なく実施するものとする。

3 定期保守点検

(1) 定期保守点検の内容及び実施時期

定期保守点検は、機器各部の清掃、点検、注油、必要な調整及び摩耗部品の交換を含み、メーカー規定の点検項目を基本として、県及び受託者が協議して定める保守点検表に従って、定期保守点検を行うこととする。

なお、消耗品とその交換料金は含まないものとする。

ア 各拠点で利用する機器

(ア) IP-FAXシステム及びTV会議システムは3箇月に1回、PCシステムは6箇月に1回実施する。

(イ) IP-FAXシステムについては、各拠点の全端末において送受信の確認を行う。

イ 結果報告

定期保守点検を終了したときは保守点検報告票に結果を記入し、速やかに県に報告するものとする。

4 緊急保守点検

(1) 緊急保守点検の内容

受託者は、県から機器が正常に稼働していない旨の連絡を受けたときは、県の指示により速やかに技術者を現場に派遣し、正常な状態に回復させなければならない。

機器の回復に当たっては、直ちに応急措置を講じるとともに概ね12時間以内に完了するものとする。

万が一、早急に正常な状態に戻すことが困難な場合には、直ちに県に連絡し、指示を受けるものとする。

(2) 結果報告

緊急保守点検が終了したときは、保守点検報告票に必要事項を記入し、速やかに県に書面等にて報告するものとする。

5 保守対象と期間

本システムの構成品は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの間、保守するものとする。

別紙1 機器仕様

1 IP-電話システム、IP-FAXシステム

(1) ルーター

- ① 10/100/1000BASE-Tインターフェースを8ポート以上有すること。
- ② USBポートを2 つ以上有すること。
- ③ VPN性能として650Mbps以上を実現可能なこと。
- ④ IPルーティングプロトコルとして、RIPv1/v2、OSPFv2、BGP4 に対応すること。
- ⑤ タグVLAN機能を有すること。
- ⑥ VRRP機能を有すること。
- ⑦ 優先制御機能（QoS機能）を有すること。
- ⑧ SNMPエージェント機能(v1、v2c、v3)を有すること。
- ⑨ Syslog転送機能を有すること。
- ⑩ シェーピング機能を有すること。
- ⑪ EIA規格の19インチラックに搭載可能なこと。

(2) IP-FAX

- ① 国が設置するFAXとメール方式（T. 37）及びダイレクトSMTP方式の通信が可能であること。
- ② 600dpi以上の解像度に対応すること。
- ③ インターフェースは、10/100/1000BASE-Tに対応していること。
- ④ 通信履歴情報と送信後のFAXイメージをアーカイブする機能を有すること。
- ⑤ 印刷機能は、A4サイズで25ページ/分以上であること。
- ⑥ A3及びA4サイズの原稿に対応すること。
- ⑦ 手差しトレイに加えて、A3とA4のカセットを有すること。
- ⑧ 着信時にFAX受信を確認することができるIP仕様のランプを有すること。
- ⑨ FAX送信時のアドレス帳は、FAX本体から選択可能であること。また、機器単体でアドレス登録が可能なローカル設定と全拠点で統一的に設定を行う共通設定の2つのアドレス帳を利用できること。
- ⑩ 原子力規制庁が整備するアドレス帳一括管理機能と連携して、アドレス帳の管理が行えること。

(3) SW-HUB

- ① 10/100/1000BASE-TXインターフェースを8ポート以上有すること。

(4) 19インチラック

- ① 鹿児島県原子力防災センターに設置する機器は、ONU、ルーター、サーバ、サーバ関連機器一式、UPS、SW-HUB が搭載可能な 36U 以上の大きさであること。
- ② 鹿児島県庁に設置する機器は、ONU、ルーター及び既設のSIPサーババックアップ装置、遠隔IP電話交換装置が搭載可能な31U以上の大きさであること。

2 TV会議システム

(1) TV会議制御装置

- ① 次のHDカメラを有すること。
 - ・アスペクト比：16:9（フルHD対応）

- ・ レンズの倍率：トータル240倍（光学20倍、デジタル12倍）以上
- ・ パン、チルトの動作範囲：パン±100° 以上、チルト±20° 以上
- ② カメラ、モニタ及びマイクが接続できること。
- ③ 次のカメラ入力解像度に対応していること。
 - ・ 1920×1080 ピクセルプログレッシブ@60fps
- ④ 次のプロトコルに対応していること。
 - ・ 接続プロトコル：H. 323 (ITU-T)
 - ・ 画像符号化方式：H. 264
 - ・ 音声符号化方式：G. 711、G. 722
 - ・ データ共有系：H. 239
- ⑤ 画像等の外部データを取り込んで、TV会議内において共有する機能を有すること。
- ⑥ 接続速度は、1Mbps以上であること。
- ⑦ 次の入出力端子を有し、各種情報が伝送可能なこと。
 - ・ HDMI入力1ポート以上
 - ・ HDMI出力2ポート以上
 - ・ ミニジャックマイク入力（2系統）

(2) ディスプレイ

- ① TV会議制御装置と接続し、映像表示が可能であること。
- ② スピーカ機能を有すること。
- ③ 鹿児島県庁に設置する機器の画面サイズは、65型以上であること。
- ④ 薩摩川内市役所に設置する機器の画面サイズは、55型以上であること。

3 PCシステム

(1) サーバ(本体)

- ① CPUは、Intel Xeon プロセッサ 6325P(3.50GHz) (4 コア)相当以上とすること。
- ② メインメモリは、16GB 以上とすること。
- ③ SSDは、480GB 以上×3 台有していること。また RAID5 の構成とすること。
- ④ 通信インターフェースとして 10/100/1000BASE-T を 2 ポート以上有すること。
- ⑤ EIA 規格の 36U 19 インチラックに搭載できるラックマウント型であること。
- ⑥ モニター（17 型以上）、キーボード、マウスを備えること。

(2) サーバ(ソフトウェア)

- ① オペレーティングシステムは、Microsoft Windows Server 2025 とすること。
- ② Windows Server デバイス CAL を準備すること。
- ③ ウイルス対策ソフトを搭載し、ライセンスを含むこと。
- ④ DNS ソフトを搭載し、ライセンスを含むこと。
- ⑤ ファイル共有機能を搭載すること。

(3) UPS（無停電電源装置）

- ① 定格容量が1200VA/1200W以上であること。
- ② 負荷率100%時のバッテリー運転時間が5分以上であること。
- ③ ラインインタラクティブ方式であること。
- ④ EIA規格の 19インチラックに搭載可能なこと。また、ラックマウント時の高さは2U以下であること。

- ⑤ 入力コンセントは、NEMA5-15Pであること。
- ⑥ 出力コンセントは、100V用コンセントを4ポート以上有すること。
- ⑦ サーバを安全にシャットダウンできる機能を有すること。

(4) PC (本体)

- ① PCは、ノート型とすること。
- ② 液晶モニタ画面のサイズを15.6型(ワイド)相当以上とすること。
- ③ グラフィック表示は、1,920ドット×1,080ドット以上とすること。
- ④ CPUは、Intel Core i5(12Mcache、5.0GHz)相当以上とすること。
- ⑤ メインメモリは8GB以上とすること。
- ⑥ 内蔵SSDは、256GB以上とすること。
- ⑦ キーボードはJIS標準配列準拠とし、テンキーを有すること。
- ⑧ USB3.2ポートを2ポート以上有すること。
- ⑨ 10/100/1000BASE-Tインターフェースを1ポート以上有すること。
- ⑩ マウス及びマウスパッドを備えること。
- ⑪ 設置場所(机等)とPC本体の間に滑り止めマットを敷くこと。

(5) PC (ソフトウェア)

- ① オペレーティングシステムは Windows11 Pro (日本語版)を搭載すること。
- ② Microsoft Office LTSC Standardを搭載すること。
- ③ Windows ServerデバイスCALは県が所有するライセンスを使用し、不足分は購入すること。
- ④ ウイルス対策ソフトとして、既存のシステムが採用している Trend Micro社製を搭載することとし、県が所有するライセンスを使用し、不足分は購入すること。
- ⑤ PDF閲覧ソフト (Adobe Acrobat Reader) を搭載すること。

(6) カラーレーザプリンタ

- ① プリンタ機能は、A4カラー毎分35枚以上、A4モノクロ毎分35枚以上であること。
- ② A3カラーレーザプリンタであること。
- ③ 出力用紙の種類は、A3・B4・A4を使用できること。
- ④ 手差しトレイに加えて、A3とA4の用紙カセットを有すること。
- ⑤ 10/100/1000BASE-Tインターフェースを1ポート以上有すること。
- ⑥ 必要に応じて、プリンタ専用台を準備すること。

(7) SW-HUB

- ① 1台は10/100BASE-TXインターフェースを16ポート以上有すること。
- ② 2台は10/100BASE-TXインターフェースを8ポート以上有すること。

(8) 複合機

- ① 操作パネルにより機能を選択して、カラーコピー機能が利用でき、コピー速度は A4 カラー毎分 20 枚以上、A4 モノクロ毎分 20 枚以上であること。
- ② 操作パネルにより機能を選択して、カラースキャナー機能が利用でき、スキャン速度は A4 カラー毎分 80 枚以上、A4 モノクロ毎分 80 枚以上であること。
- ③ ネットワーク対応プリンタ機能を備え、プリント速度は A4 カラー毎分 20 枚以上、A4 モノクロ毎分 20 枚以上であること。

- ④ 出力用紙の種類は、A3・B4・A4 を使用できること。
- ⑤ 手差しトレイに加えて、A3 と A4 の用紙カセットを有すること。
- ⑥ 10/100/1000BASE-T インターフェースを 1 ポート以上有すること。
- ⑦ 必要に応じて、複合機専用台を準備すること。

図1

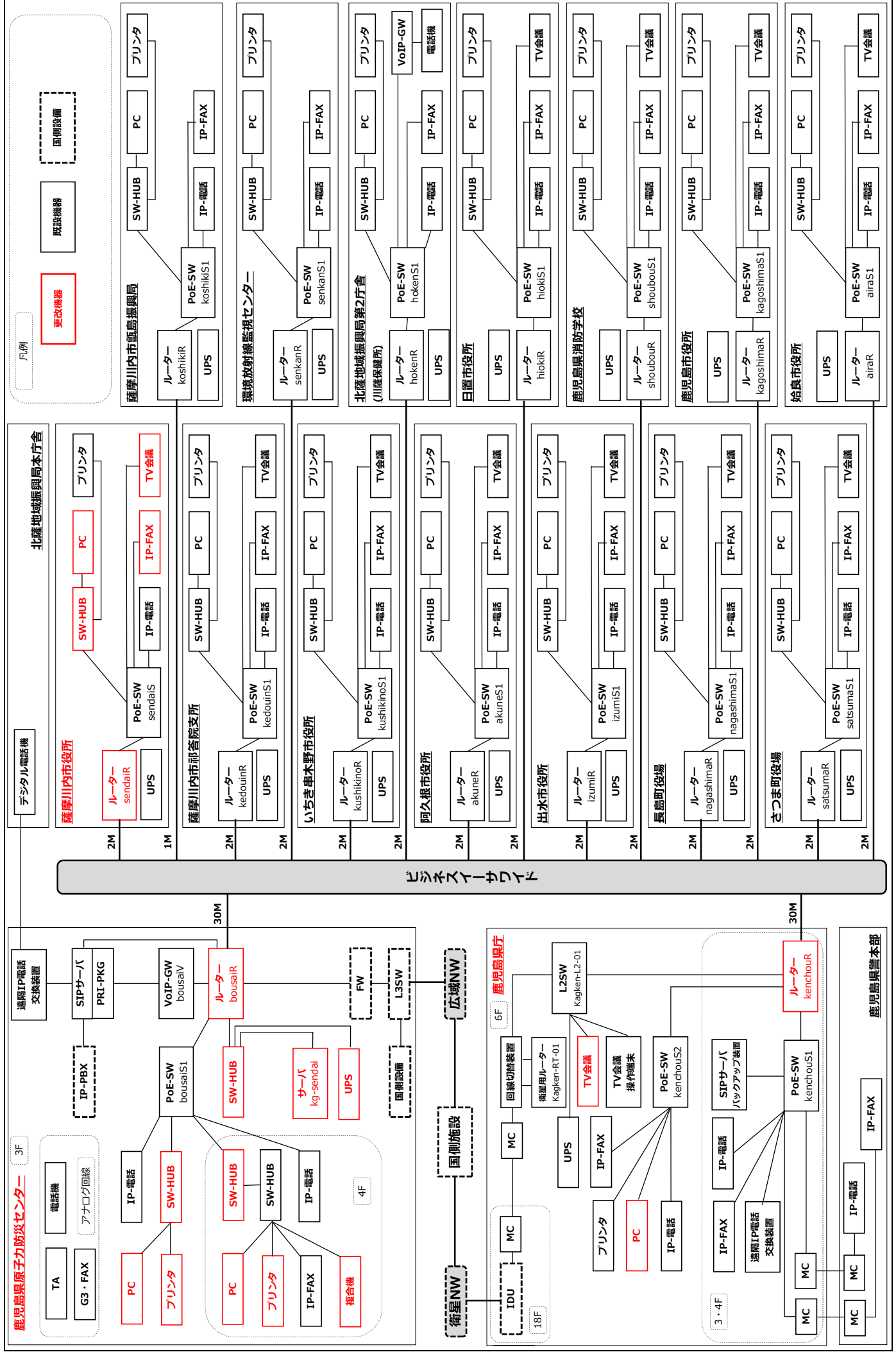


表1 機器納入場所

納入場所	住所
鹿児島県庁	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県原子力防災センター	鹿児島県薩摩川内市神田町1番3号
薩摩川内市役所	鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号

表2 機器構成

設 置 場 所	IP-電話システム, IP-FAXシステム				TV会議システム		PCシステム					
	ルーター	SW-HUB	IP-FAX	19インチラック	TV会議制御装置	ディスプレイ	サーバー	UPS	複合機	PC	カラーレーザープリンタ	SW-HUB
鹿児島県庁	1			1		1				1		
鹿児島県原子力防災センター	1	1		1			1	1	1	12	6	2
薩摩川内市役所	1		1		1	1				1		1
合計	3	1	1	2	1	2	1	1	1	14	6	3

表3 無償譲渡機器

設 置 場 所	PCシステム		
	サーバ	複合機	PC
鹿児島県庁			1
鹿児島県原子力防災センター	1	1	12
薩摩川内市役所			1
合計	1	1	14